

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第29条第2項中「又は」の次に「埼玉県警察ホームページ若しくは」を加え、「掲示」を「掲載するなど」に改める。


別記様式第10及び別記様式第11を次のように改める。

別記様式第10及び別記様式第11 削除

別記様式第35を次のように改める。

別記様式第35（第30条関係）

地域交通安全活動推進委員標章

色	制式	図
<p>地色は黄緑とし、「交」のデザイン文字、旭日章及び縁取りを金色とする。</p>	<p>縁取りした桜花形とし、中央に旭日章、「交」のデザイン文字を配する。</p>	

(注) 上図は、(A)を100ミリメートルとしたときの寸法比率である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。